

(科目名) 民法入門	担当教員：関根 洋	2 単位		
<table border="1"><tr><td data-bbox="140 215 260 253">設 題</td></tr><tr><td data-bbox="260 215 1474 1727"><p>アパート居室の貸主は、賃貸借契約終了時に畳の摩耗について原状回復を借主に要求し、その費用を敷金から差引くことはできない。その理由を、民法621条および教科書の記述を参考にしつつ、60字以内で簡潔に説明しなさい。</p></td></tr></table>			設 題	<p>アパート居室の貸主は、賃貸借契約終了時に畳の摩耗について原状回復を借主に要求し、その費用を敷金から差引くことはできない。その理由を、民法621条および教科書の記述を参考にしつつ、60字以内で簡潔に説明しなさい。</p>
設 題				
<p>アパート居室の貸主は、賃貸借契約終了時に畳の摩耗について原状回復を借主に要求し、その費用を敷金から差引くことはできない。その理由を、民法621条および教科書の記述を参考にしつつ、60字以内で簡潔に説明しなさい。</p>				
作成方法は「ワープロ」				
ワープロ	用紙等：本学通信教育部の標準フォーマット・コピー用紙等（無地）			
注意事項				
その他				